



島根労働局発表  
平成29年12月12日(火)

担 島根労働局職業安定部職業対策課  
当 職業対策課長 米原 幸男  
障害者雇用担当官 沖田 博司  
TEL 0852-20-7022

## 平成29年「障害者の雇用状況」の集計結果を公表します

～ 障害者実雇用率は2.25%となり、対前年比0.08P上昇  
法定雇用率達成企業の割合は68.1%となり、対前年比1.8P上昇 ～

島根労働局(局長 <sup>あさの</sup>浅野 <sup>しげみつ</sup>茂充)では、平成29年6月1日現在の県内の民間企業及び公的機関における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況を取りまとめました。

障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)で障害者を雇用することが義務づけられている事業主等に対して、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況の報告を求めており、同法の規定に基づき報告のあった「50人以上規模」の企業529社及び地方公共団体等の状況を取りまとめたものです。

### ○集計結果の主なポイント

#### 1 島根県の民間企業(法定雇用率2.0%)

① 実雇用率は2.25%となり、対前年比0.08P上昇しました。(全国第11位)

(注) 実雇用率とは、法で雇用義務の生じる規模(50人以上)の企業で雇用される障害者数をその常用労働者数で除した率。 【表1・グラフ】【表7】

② 法定雇用率を達成している企業割合は68.1%(360社)となり、対前年比1.8P上昇しました。(全国第2位) 【表2】

#### 2 島根県の公的機関(法定雇用率2.3%。都道府県等の教育委員会は2.2%)

① 実雇用率

県の機関は2.40%となり、対前年比0.02P上昇しました。

市町村等の機関は2.36%となり、対前年比0.07P減少しました。

特殊法人等は2.38%となり、対前年比0.12P上昇しました。

教育委員会は2.37%となり、対前年比0.15P上昇しました。

(注) 教育委員会には、法定雇用率2.2%が適用される島根県教育委員会、松江市教育委員会を計上しています。法定雇用率が市町村等と同じ2.3%が適用される市町村教育委員会は、市町村等に計上しています。

## ② 法定雇用率を達成している機関数

県の機関は、3機関（対象機関 3機関）でした。

市町村等の機関は、31機関（対象機関 34機関）でした。

特殊法人等は、2機関（対象機関 2機関）でした。

教育委員会は、2機関（対象機関 2機関）でした。

【表4・5・6】

（注）未達成の市町村等の3機関は、12月1日時点で障害者の雇用不足を解消し、法定雇用率を達成しています。

## ○島根労働局・ハローワークの今後の取組み

1 民間企業においては、法定雇用率達成指導を厳正に実施します。

特に、未達成企業のうち障害者を1人も雇用していない企業に対し、雇用実現に向けた就職支援を重点的に実施します。

2 公的機関は、現時点では、全ての機関が法定雇用率を達成していますが、引き続き実雇用率の維持と更なる障害者雇用への取組み強化を求めています。

3 平成30年度から法定雇用率が引き上げられることを踏まえ、制度の周知及び就職促進支援を積極的に実施します。

さらに、障害者を雇用する事業所には、障害者に対する合理的配慮の提供義務に係る周知や職場定着支援を実施します。

## 【参考】法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体等は、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の障害者を雇用しなければならないこととされています。（法第38条及び第43条）

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者です。（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳を保持されている方を雇用している場合は、実雇用率に算定することができます。）

【民間企業】 一般の民間企業 . . . . . 2.0%

(50人以上規模の企業)

特殊法人等 . . . . . 2.3%

(労働者数43.5人以上規模の特殊法人及び独立行政法人)

【国、地方公共団体】 . . . . . 2.3%

(43.5人以上規模の機関)

【都道府県等の教育委員会】 . . . . . 2.2%

(45.5人以上規模の機関)

( )内は、それぞれの割合によって、1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業または機関の規模です。

\* 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされます。

\* 短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）は、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者については1人とし、重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害者及び精神障害者については、0.5人としてカウントされます。

# 平成29年島根県の「障害者の雇用状況」集計結果

島根労働局

## 1. 民間企業における雇用状況について

### (1) 実雇用率

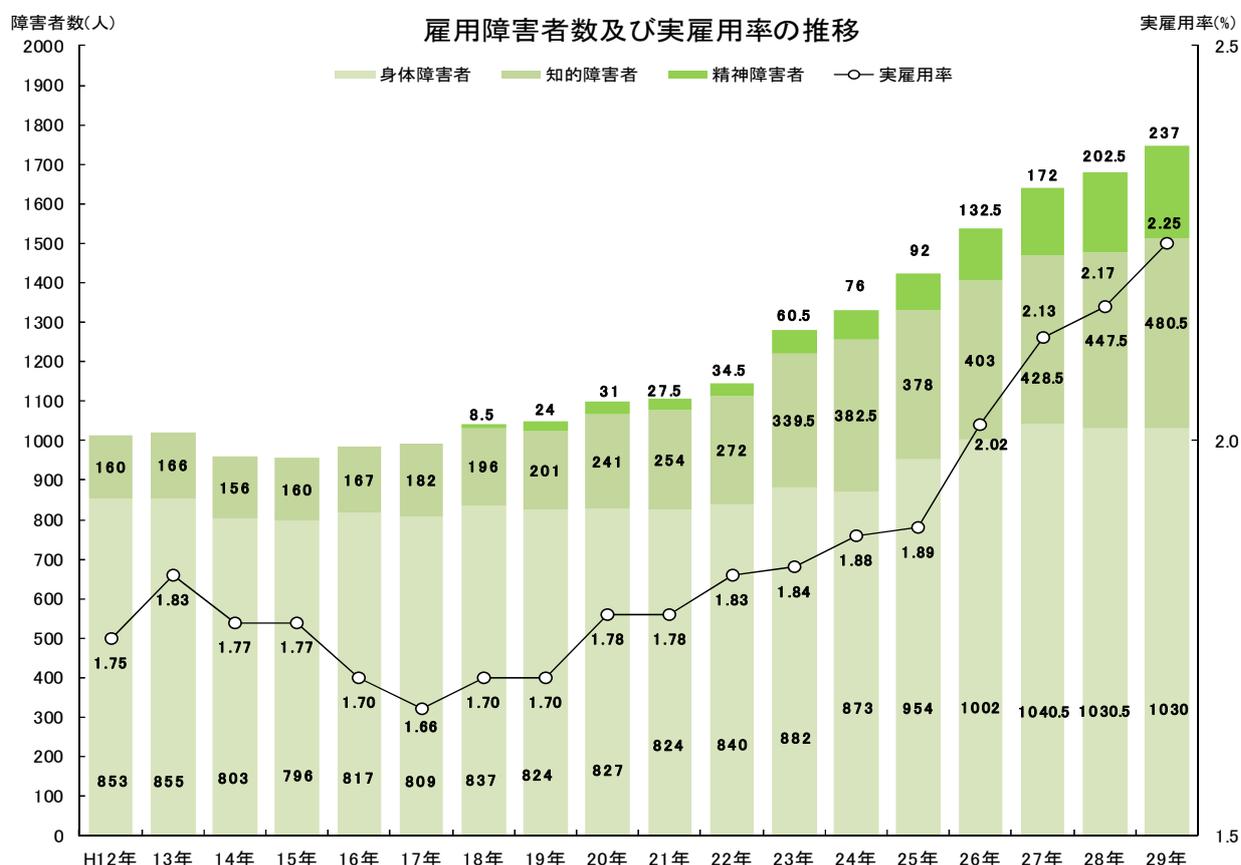
法定雇用率2.0%が適用される民間企業（常用労働者数50人以上規模企業）における実雇用率は2.25%で、前年比で0.08ポイント上昇した。

【表1】

平成29年6月1日現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成企業数 / 企業数 (企業)	⑤達成割合 (%)
民間企業	77,761.0	1,747.5	2.25	360 / 529	68.1
	(77,289.0)	(1,680.5)	(2.17)	(348) / (525)	(66.3)

- (注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、雇用されている常用労働者数から、障害者の就業が困難であると認められる業種において、一定割合の労働者数を除外した人数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとして2.0カウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ( ) 内は、平成28年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は、平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。



## (2) 法定雇用率達成企業割合

法定雇用率を達成している企業割合は68.1%（360社）で、対前年比1.8ポイントの上昇となった。これを企業規模別で見ると、50～99人規模企業は68.1%（211社）、100～299人規模企業は70.0%（126社）、300～499人規模企業は50.0%（12社）、500～999人規模企業は63.6%（7社）、1,000人以上規模企業が100%（4社）であった。

【表2】

平成29年6月1日現在

(人)	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数 (企業)	⑤ 達成割合 (%)
規模計	77,761.0 ( 77,289.0 )	1,747.5 ( 1,680.5 )	2.25 ( 2.17 )	360 / 529 ( 348 / 525 )	68.1 ( 66.3 )
50～99	21,315.0 ( 20,592.0 )	426.0 ( 425.5 )	2.00 ( 2.07 )	211 / 310 ( 199 / 301 )	68.1 ( 66.1 )
100～299	28,811.0 ( 29,387.0 )	638.0 ( 607.0 )	2.21 ( 2.07 )	126 / 180 ( 125 / 186 )	70.0 ( 67.2 )
300～499	9,060.0 ( 8,186.0 )	237.5 ( 219.0 )	2.62 ( 2.68 )	12 / 24 ( 12 / 22 )	50.0 ( 54.5 )
500～999	6,814.0 ( 7,408.0 )	182.5 ( 182.0 )	2.68 ( 2.46 )	7 / 11 ( 8 / 12 )	63.6 ( 66.7 )
1,000～	11,761.0 ( 11,716.0 )	263.5 ( 247.0 )	2.24 ( 2.11 )	4 / 4 ( 4 / 4 )	100.0 ( 100.0 )

(注) ( ) 内は、平成28年6月1日現在の数値である。

## (3) 産業別状況

実雇用率は、「運輸業、郵便業」、「医療、福祉」以外の産業で前年を上回った。

法定雇用率2.0%を上回った産業は、「農業、林業（2.66%）」、「医療、福祉（2.53%）」、「サービス業（他に分類されないもの）（2.49%）」、「製造業（2.41%）」、「金融業、保険業（2.11%）」、「複合サービス事業（2.11%）」、「宿泊業、飲食サービス業（2.10%）」、「生活関連サービス業、娯楽業（2.08%）」、「建設業（2.04%）」、「卸売業、小売業（2.00%）」の順となっている。

【表 3】

平成29年6月1日現在

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④法定雇 用率達成 / 企業数 企業の数	⑤達成割合
産業別	77,761.0 人 ( 77,289.0 人 )	1,747.5 人 ( 1,680.5 人 )	2.25 % ( 2.17 % )	360 / 529 ( 348 / 525 )	68.1 % ( 66.3 % )
農業、林業	414.0 人 ( 465.5 人 )	11.0 人 ( 9.0 人 )	2.66 % ( 1.93 % )	5 / 5 ( 6 / 6 )	100.0 % ( 100.0 % )
漁業	0.0 人 ( 0.0 人 )	- 人 ( - 人 )	- % ( - % )	- / - ( - / - )	- % ( - % )
鉱業、採石業、砂利採取業	55.0 人 ( 55.0 人 )	0.0 人 ( 0.0 人 )	0.0 % ( 0.0 % )	0 / 1 ( 0 / 1 )	0.0 % ( 0.0 % )
建設業	3,584.0 人 ( 3,365.5 人 )	73.0 人 ( 67.0 人 )	2.04 % ( 1.99 % )	31 / 42 ( 27 / 38 )	73.8 % ( 71.1 % )
製造業	19,409.5 人 ( 19,126.5 人 )	467.5 人 ( 450.0 人 )	2.41 % ( 2.35 % )	96 / 125 ( 99 / 125 )	76.8 % ( 79.2 % )
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 人 ( 0.0 人 )	- 人 ( - 人 )	- % ( - % )	- / - ( - / - )	- % ( - % )
情報通信業	1,218.0 人 ( 1,131.5 人 )	14.0 人 ( 11.5 人 )	1.15 % ( 1.02 % )	3 / 11 ( 2 / 10 )	27.3 % ( 20.0 % )
運輸業、郵便業	2,056.0 人 ( 2,010.5 人 )	36.5 人 ( 37.5 人 )	1.78 % ( 1.87 % )	9 / 17 ( 10 / 17 )	52.9 % ( 58.8 % )
卸売業、小売業	12,090.5 人 ( 12,119.5 人 )	242.0 人 ( 226.0 人 )	2.00 % ( 1.86 % )	41 / 72 ( 40 / 72 )	56.9 % ( 55.6 % )
金融業、保険業	4,139.5 人 ( 4,164.5 人 )	87.5 人 ( 78.0 人 )	2.11 % ( 1.87 % )	3 / 7 ( 4 / 8 )	42.9 % ( 50.0 % )
不動産業、物品賃貸業	301.5 人 ( 258.0 人 )	5.0 人 ( 3.5 人 )	1.66 % ( 1.36 % )	3 / 4 ( 1 / 3 )	75.0 % ( 33.3 % )
学術研究、専門・技術サービス業	1,444.5 人 ( 1,411.5 人 )	22.0 人 ( 17.0 人 )	1.52 % ( 1.20 % )	9 / 16 ( 9 / 16 )	56.3 % ( 56.3 % )
宿泊業、飲食サービス業	2,001.5 人 ( 1,945.0 人 )	42.0 人 ( 37.0 人 )	2.10 % ( 1.90 % )	15 / 23 ( 11 / 21 )	65.2 % ( 52.4 % )
生活関連サービス業、娯楽業	1,662.5 人 ( 2,001.0 人 )	34.5 人 ( 37.5 人 )	2.08 % ( 1.87 % )	10 / 16 ( 13 / 19 )	62.5 % ( 68.4 % )
教育、学習支援業	828.5 人 ( 843.0 人 )	10.0 人 ( 7.0 人 )	1.21 % ( 0.83 % )	3 / 10 ( 2 / 10 )	30.0 % ( 20.0 % )
医療、福祉	19,012.5 人 ( 18,702.5 人 )	480.5 人 ( 489.5 人 )	2.53 % ( 2.62 % )	102 / 135 ( 96 / 134 )	75.6 % ( 71.6 % )
複合サービス事業	4,071.0 人 ( 4,398.5 人 )	86.0 人 ( 89.0 人 )	2.11 % ( 2.02 % )	3 / 4 ( 4 / 5 )	75.0 % ( 80.0 % )
サービス業(他に分類にされないもの)	5,472.5 人 ( 5,291.0 人 )	136.0 人 ( 121.0 人 )	2.49 % ( 2.29 % )	27 / 41 ( 24 / 40 )	65.9 % ( 60.0 % )

(注) ( ) 内は、平成28年6月1日現在の数値である。

## 2. 地方公共団体等における雇用状況

法定雇用率2.3%が適用される県、市町村、特殊法人等の機関における実雇用率をみると県の機関は2.40%、市町村等の機関は2.36%、特殊法人等は2.38%となり、前年との比較では、市町村等の機関は0.07ポイント減少、県の機関は0.02ポイント、特殊法人等は0.12ポイントそれぞれ上昇した。

また、法定雇用率2.2%が適用される県等の教育委員会における実雇用率は2.37%で、前年より0.15ポイント上昇した。

### ① 法定雇用率2.3%が適用される地方公共団体等

【表4】

平成29年6月1日現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数 (機関)	⑤達成割合 (%)
県の機関	4,766.0	114.5	2.40	3 / 3	100.0
	(4,673.5)	(111.0)	(2.38)	(3) / (3)	(100.0)
市町村の機関	8,220.0	194.0	2.36	31 / 34	91.2
	(7,989.0)	(194.0)	(2.43)	(32) / (32)	(100.0)
特殊法人等	2,097.0	50.0	2.38	2 / 2	100.0
	(2,076.5)	(47.0)	(2.26)	(1) / (2)	(50.0)

(注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ( )内は、平成28年6月1日現在の数値である。

### ② 法定雇用率2.2%が適用される県等の教育委員会

【表5】

平成29年6月1日現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数 (機関)	⑤達成割合 (%)
教育委員会	5,959.5	141.0	2.37	2 / 2	100.0
	(5,996.0)	(133.0)	(2.22)	(2) / (2)	(100.0)

(注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

3 ( )内は、平成28年6月1日現在の数値である。

③機関別障害者の雇用状況

平成29年6月1日現在

【表6】

法定雇用率	機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④不足数 (人)
2.3 % 島の機関	島根県	3,907	94	2.41	0
	島根県病院局	512	13	2.54	0
	島根県警察本部	347	7.5	2.16	0
2.3 % 市町村等の機関	松江市	1,127	26	2.31	0
	浜田市	635	12	1.89	2 ※
	出雲市	909	21	2.31	0
	益田市	360	9	2.50	0
	大田市	488	12	2.46	0
	安来市	437	11	2.52	0
	江津市	318.5	9	2.83	0
	雲南市	392	10	2.55	0
	奥出雲町	220.5	4	1.81	1 ※
	飯南町	148	3	2.03	0
	川本町	77.5	1	1.29	0
	美郷町	115	3	2.61	0
	邑南町	219	6	2.74	0
	津和野町	156.5	4	2.56	0
	吉賀町	92	1	1.09	1 ※
	2.3 % 市町教育委員会	浜田市教育委員会	166	4	2.41
出雲市教育委員会		119	4	3.36	0
益田市教育委員会		52	1	1.92	0
大田市教育委員会		123	5	4.07	0
安来市教育委員会		71.5	1	1.40	0
2.3 % 市町村公営企業部局	松江市上下水道局	128	4	3.13	0
	松江市交通局	48	2	4.17	0
	松江市立病院	414	10	2.42	0
	出雲市上下水道局	50	2	4.00	0
	出雲市立総合医療センター	135	3	2.22	0
	安来市立病院	102	2	1.96	0
	雲南市立病院	191	4	2.09	0
	奥出雲病院	143	3	2.10	0
	隠岐広域連立隠岐病院	132.5	4	3.02	0
	大田市立病院	185.5	4	2.16	0
	邑智郡公立病院組合	110	2	1.82	0
2.2 % 教育委員会	島根県教育委員会	5,758	136	2.36	0
	松江市教育委員会	201.5	5	2.48	0
2.3 % 特殊法人	国立大学法人島根大学	1,916	45	2.35	0
	公立大学法人島根県立大学	181	5	2.76	0

※奥出雲町は10月1日現在、吉賀町は11月1日現在、浜田市は11月20日現在において、障害者の雇用不足を解消し法定雇用率を達成しています。

(参考) 都道府県別民間企業の実雇用率・達成企業割合の状況

【表7】

実雇用率				達成割合				平成29年6月1日現在	
都道府県名		実雇用率	(対前年増減)	都道府県名		法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国		1.97	0.05	全国		50.0	1.2	45,553	91,024
1	奈良	2.62	0.02	1	佐賀	72.6	△0.5	395	544
2	山口	2.56	0.09	2	島根	68.1	1.8	360	529
3	佐賀	2.54	0.11	3	宮崎	66.5	△0.4	489	735
4	岡山	2.52	0.07	4	徳島	66.0	2.3	284	430
5	大分	2.44	△0.02	5	奈良	63.2	2.8	361	571
6	沖縄	2.43	0.09	6	和歌山	62.1	△2.6	341	549
7	福井	2.40	0.09	7	鹿児島	61.7	0.2	702	1,137
8	宮崎	2.30	△0.02	8	沖縄	61.6	1.2	554	899
9	長崎	2.26	0.05	9	大分	61.4	0.2	474	772
10	和歌山	2.25	△0.16	10	三重	61.3	0.5	666	1,086
11	島根	2.25	0.08	11	秋田	61.0	3.2	415	680
12	熊本	2.24	0.05	12	長野	60.9	0.7	929	1,525
13	鹿児島	2.22	0.06	13	高知	60.9	△1.5	297	488
14	高知	2.19	△0.01	14	滋賀	60.7	1.9	479	789
15	徳島	2.17	0.08	15	栃木	60.1	2.8	665	1,106
16	鳥取	2.16	0.05	16	長崎	60.1	1.7	567	944
17	岩手	2.16	0.09	17	新潟	60.0	2.2	1,044	1,740
18	滋賀	2.13	0.04	18	鳥取	59.7	0.6	255	427
19	北海道	2.13	0.07	19	山口	59.3	3.6	515	869
20	三重	2.08	0.04	20	熊本	58.9	1.5	696	1,182
21	京都	2.07	0.05	21	福井	58.6	1.8	382	652
22	青森	2.06	0.08	22	富山	58.5	1.0	567	969
23	長野	2.06	0.04	23	岐阜	58.4	1.7	839	1,437
24	広島	2.05	0.06	24	山形	58.0	1.7	498	858
25	山形	2.03	0.07	25	山梨	57.7	1.4	326	565
26	兵庫	2.03	0.06	26	香川	57.7	△0.1	459	795
27	岐阜	2.02	0.07	27	岩手	57.5	1.2	540	939
28	埼玉	2.01	0.08	28	群馬	57.5	1.1	793	1,378
29	栃木	1.98	0.08	29	青森	57.1	2.9	503	881
30	石川	1.98	0.10	30	石川	56.7	0.2	562	992
31	秋田	1.98	0.08	31	茨城	55.9	2.0	792	1,417
32	茨城	1.97	0.07	32	福島	55.7	2.1	739	1,326
33	富山	1.97	0.01	33	岡山	55.7	2.5	751	1,348
34	愛媛	1.97	0.10	34	千葉	54.5	3.0	1,207	2,215
35	福岡	1.97	0.02	35	愛媛	54.2	2.5	506	933
36	静岡	1.97	0.07	36	北海道	54.1	2.6	1,778	3,288
37	新潟	1.96	0.03	37	宮城	53.2	3.2	742	1,396
38	香川	1.96	0.05	38	京都	53.1	2.5	918	1,728
39	群馬	1.96	0.06	39	静岡	52.9	1.5	1,407	2,658
40	山梨	1.95	0.03	40	兵庫	52.7	0.8	1,663	3,157
41	福島	1.95	0.05	41	福岡	52.1	0.9	1,823	3,502
42	宮城	1.94	0.06	42	広島	50.2	2.0	1,079	2,150
43	神奈川	1.92	0.05	43	埼玉	49.4	0.4	1,476	2,986
44	大阪	1.92	0.04	44	愛知	48.6	1.4	2,808	5,779
45	千葉	1.91	0.05	45	神奈川	47.8	1.1	2,089	4,371
46	愛知	1.89	0.04	46	大阪	45.5	0.2	3,364	7,401
47	東京	1.88	0.04	47	東京	34.1	0.9	6,454	18,901

(注) 都道府県別の状況は、企業の主たる事業所(特例子会社等の認定を受けている企業にあたっては、その親会社の主たる事業所)が所在する都道府県において、集計したものである。

# 平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	<b>2.2%</b>
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	<b>2.5%</b>
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	<b>2.4%</b>

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。お願いいたします。

## 留意点

①

**対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。**

### ▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

## 留意点

②

**平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。**

### ▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。  
※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。

